

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目8番10号
オ リ コ ン 株 式 会 社
代表取締役社長 小 池 恒

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月24日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区六本木六丁目10番3号
グランド ハイアット 東京 2階
「コリアンダー」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第15期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.oricon.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策によって円安・株高が進行し、輸出企業を中心に企業業績の改善や設備投資の持ち直しの動きがみられ、個人消費も堅調に推移するなど、緩やかながらも景気回復の基調をたどりました。

このような経済環境のもと、国内の音楽産業においては、一般社団法人日本レコード協会調べで、平成25年の音楽ソフト（CD・DVD）の生産実績が前年比13.0%減の2,704億円となり、平成24年に前年越えがあったものの、再び下降基調となりました。また、有料音楽配信（着うた、着うたフル、PC向け・スマートフォン向け音楽配信等）についても、売上実績合計額が前年比23.3%減の416億円となり、音楽ソフトより減少率が大きくなりました。こうした音楽産業の市場縮小による影響を受け、当社グループのモバイル事業におけるフィーチャーフォン向けの着うたフルと着うたの売上が、当連結会計年度においても前連結会計年度を下回り、この減収分が当社グループの連結の売上高に大きく影響し、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比544,965千円減（9.8%減）の5,032,946千円となりました。

連結業績の利益面については、着うたフルと着うたの売上が大幅に縮小したモバイル事業も、徹底したコスト管理、音源使用料の減少、平成24年11月に榊セガよりセガカラMelody事業を譲受したことによる利益率の高い着メロの売上増によって前連結会計年度と比べ増益となり、コミュニケーション事業、データサービス事業においても増益となりましたので、市場環境の厳しい雑誌事業を除き、当社グループのすべての報告セグメントにおいて増益となりました。一方、当社グループでは、当連結会計年度において、ビッグデータを活用する取り組みを積極的に推進しました。データサイエンティスト数名を採用して新部門を立ち上げ、平成25年12月に新会社を設立しました。ビッグデータを活用する取り組みに関わって新たに発生した費用として、当連結会計年度において80,129千円が計上されました。以上のことを主な要因として、当連結会計年度の営業利益は前連結会計年度比41,073千円減（5.8%減）の672,420千円、経常利益は前連結会計年度比17,319千円減（2.7%減）の632,453千円となりました。また、当連結会計年度において、スマートフォン向け音楽ストーリーミングサービスの立ち上げを延期したことに伴って、すでに開発済みのシステムについて減損処理をすることになり、このことを主な内容とする減損損失171,523千円などを特別損失として計上したため、当期純利益については前連結会計年度比63,010千円減（23.5%減）の204,736千円となりました。

当連結会計年度において実施した主な新規事業への投資の概要は、以下のとおりです。

## 1. ビッグデータを活用する取り組み

当社グループでは、旧来より行ってきたエンタテインメントデータベースを利用する事業を拡充・発展させるため、ビッグデータを活用して新たなサービスを開発・開始すべく、ビッグデータを高速で処理・分析することが可能なソフトウェアとサーバーを平成25年6月に導入するとともに、全社員を対象とした研修の実施、データサイエンティストの採用など人材面への投資も進めました。

ビッグデータを取り扱うサービスの展開を企図していく中で、第一弾のプロジェクトとして、過去及び現在の国内全上場会社の財務データと株式取引情報、並びに国内外のマクロ指数など大量のデータをデータベース化した上で独自の解析を行い、日本株式の運用モデルの開発を目指すことにしました。平成25年7月、金融工学の専門家であり、株式運用モデルの開発経験をお持ちの明治大学総合数理学部乾孝治教授と共同研究を開始し、共同研究計画書に基づいて、大量データのデータベース化と解析作業を進めています。今後、当社グループは、共同研究によって開発された運用モデルを活用し、インターネット上で、新たなサービスを開始する予定です。当新サービスでは、ユーザーが運用している日本株式のポートフォリオを最適化するなどの基本メニューは無料で提供し、さらに利便性を高めたメニューを有料会員向けに提供する計画です。現在、Google社の検索サービスにおいて「ネット証券」で検索を行うと、当社グループの「オリコン顧客満足度・ネット証券ランキング」のページが検索結果の第1位に表示されますので、このページより当新サービスにユーザーを効率良く誘導できることから、ユーザー獲得を行う上で、優位なポジションで当新サービスを開始することができる見込みです。さらに、金融機関など法人向けにサービスを提供することも視野に入れ、サービス開発を進めてまいります。以上のビッグデータ関連の投資に伴って新たに発生した費用として、当連結会計年度において80,129千円が計上されました。なお、当プロジェクトを含め、今後、当社グループにおいてビッグデータを活用するサービスやソリューションが増えてくることが見込まれるため、これらを担う会社として、平成25年12月2日付でオリコンDサイエンス㈱を当社の完全子会社として新たに設立しました。また、日本株式のポートフォリオを最適化する有料サービスをインターネット上で提供することが、金融商品取引法で規定されている投資助言・代理業に該当していると判断されたため、オリコンDサイエンス㈱として投資助言・代理業の登録を受けべく、平成26年5月1日付で関東財務局に申請を行いました。

## 2. 再生可能エネルギー分野における取り組み

当社グループは、平成25年1月、CSR活動の一環として太陽光発電事業を立ち上げ、長崎県大村市に開設した大規模太陽光発電所（メガソーラー）において、平成25年7月より九州電力㈱に売電を開始しました。当連結会計年度において35,152千円の売電収入がありました。

当社グループでは、政府が目指している電力の自由化を睨み、再生可能エネルギー分野で有望と考えられる優れた技術や製品の開発に経営資源を投入するなど、当該分野において、さらに踏み込んだ事業展開を図っていくことにしました。すでに、安定的に売電収入が得られますので、売電によって生じるキャッシュ・フローの範囲内で、産学連携による研究開発や他社との協業などを進めていく方針です。産学連携の第一弾として、マイクロ波を再生可能エネ

ルギー分野に応用する研究に取り組まれている東京工業大学大学院理工学研究科応用化学専攻・和田研究室と共同研究を開始すべく、平成25年10月31日付で当該研究に関する共同研究契約を東京工業大学と締結し、研究費など6,040千円を支払いました。今後、当共同研究によって有用な新規の成果が得られたならば、共同で特許出願を行ってまいります。さらに第二弾として、マグネシウム発電の研究者である東北大学小濱泰昭名誉教授が設立した㈱StoMと平成25年11月1日付で資本業務提携契約を締結し、社会的に価値の高いマグネシウム関連製品の早期の実用化を目指していくことにしました。また、小濱泰昭氏が実施したマグネシウム燃料電池関連の研究成果については、国立大学法人東北大学、独立行政法人産業技術総合研究所、日本素材㈱の3者によって共同で国内特許出願（出願件数：6件）が行われていましたが、㈱StoMと当社グループと協同で当該知的財産権を有効的かつ機動的に活用して、マグネシウム関連製品の早期の実用化を果たすため、平成26年3月26日付で、特許を受ける権利のうち日本素材㈱の持分全てを譲受けました。

当連結会計年度の報告セグメントごとの状況は、以下のとおりです。  
なお、上述の新規の取り組みについては、報告セグメントには含まれておらず、「その他」に区分されております。

#### 1. コミュニケーション事業

顧客満足度（CS）ランキング連動型広告については、平成25年2月に歯科の自由診療分野の「審美歯科」、「矯正歯科」、「インプラント」の3業種を終了させたことによる減収要因があったものの、「来店型保険ショップ」（平成24年11月～）、「食材宅配サービス」（平成25年3月～）、「ネットスーパー」（平成25年3月～）、「海外旅行保険」（平成25年5月～）、「オンライン英会話」（平成25年5月～）などの新規業種を立ち上げたことなどが寄与し、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度と比べ2.8%増加しました。

顧客満足度（CS）ランキング連動型広告以外のWEB広告商品についても、スマートフォン向けサイトの広告販売の売上高が前連結会計年度の2.5倍に増加し、タイアップ型広告の販売も堅調に推移したため、PC向けサイトのバナー型広告の売上減少があったものの、WEB広告全体の売上高は、前連結会計年度比8.6%増となりました。一方、法人向けに提供していたフィーチャーフォン用着せ替えコンテンツの販売を平成24年8月で事業撤退したため、当該売上が当連結会計年度においては発生しませんでした。

当社グループでは、従来より「Yahoo! Japan」をはじめ、主要なインターネットメディアにエンタテインメント系ニュースを配信してきましたが、当連結会計年度においては、地方の放送局・新聞社のサイト、ゲーム系サイト、ポータルサイト等を中心に、ニュース配信先の拡大に注力し、その結果、前連結会計年度末に36サイトだったニュース配信先が、当連結会計年度末においては59サイトにまで増加しました。

以上の結果、コミュニケーション事業全体の当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比63,824千円増（6.1%増）の1,116,790千円、セグメント利益は前連結会計年度比12,082千円増（3.1%増）の407,558千円となりました。

## 2. モバイル事業

フィーチャーフォン向けの着うたフルと着うたが、市場全体の縮小による影響を受け、退会者数が入会者数を上回る状況で推移し、これらの当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度と比べ、それぞれ545,678千円減(37.2%減)、81,945千円減(38.4%減)となりました。

一方、着メロについては、平成24年11月に㈱セガよりセガカラMelody事業を譲受したことが寄与し、前連結会計年度と比べ83,392千円増(20.9%増)となり、さらにスマートフォン向け音楽配信についても、着実に売上が伸び、前連結会計年度と比べ84,533千円増(25.6%増)となりましたが、これらがフィーチャーフォン向けサービスの減収分を補うには至りませんでした。

以上の結果、モバイル事業全体の当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比472,420千円減(18.8%減)の2,035,902千円、セグメント利益は前連結会計年度比17,349千円増(1.8%増)の1,001,156千円となりました。減収ながらも増益となった主な要因は、着うた及び着うたフルに関わる音源使用料が減少したこと、利益率の高い着メロの売上高が増加したこと、徹底したコスト管理を行ったこと等であります。

## 3. 雑誌事業

現在、一般向け週刊エンタテインメント誌「オリ★スタ」、オーディション情報誌「月刊デ・ビュー」、エンタテインメント業界向けビジネスマガジン「ORIGINAL CONFIDENCE」の3誌を発行しており、3誌それぞれにおいて、誌面の充実、広告販売の強化を行いました。雑誌の市場環境悪化の影響を受け、広告売上、購読売上がともに前連結会計年度と比べて減少し、当連結会計年度の雑誌事業全体の売上高は前連結会計年度比152,073千円減(12.0%減)の1,112,858千円、セグメント利益は前連結会計年度比62,528千円減(24.7%減)の191,122千円となりました。

## 4. データサービス事業

データサービス事業については、音楽データベース提供サービス(放送局向け及びEコマースサイト向け)と、音楽ソフト・映像ソフト・書籍のマーケティングデータを提供するオンラインサービス「ORICON BiZ online」とで構成されています。当連結会計年度においては、「ORICON BiZ online」については、一部のユーザー(法人)において会社統合等による契約ID数の減少があったものの、ユーザーニーズにきめ細かく対応するカスタマイズ等を行って契約単価のアップを図り、売上高は前連結会計年度と比べ2.5%増加しました。一方、音楽データベース提供サービスは、一部のEコマースサイトより解約があり、売上高は前連結会計年度と比べ2.3%減少しました。

以上の結果、データサービス事業全体の当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比8,049千円増(1.5%増)の546,477千円、セグメント利益は前連結会計年度比57,641千円増(49.4%増)の174,217千円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、375,412千円であります。主な内容は、ビッグデータ解析用サーバー等の備品の購入にかかるもの61,987千円、ビッグデータ解析関係等に係わるソフトウェア開発にかかるもの79,770千円となっております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として600,000千円の調達を行いました。

(2) 重要な企業再編等の状況

平成25年4月1日付で、連結子会社である(株)oricon MEとオリコンDD(株)は、(株)oricon MEを存続会社とする吸収合併を行いました。また、従前のオリコンDD(株)のニュース配信部門につきましては、オリコンNews(株)に承継させる新設分割を行いました。

### (3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分           | 第12期<br>(平成23年3月期) | 第13期<br>(平成24年3月期) | 第14期<br>(平成25年3月期) | 第15期<br>(当連結会計年度)<br>(平成26年3月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高(千円)       | 6,790,659          | 6,408,950          | 5,577,912          | 5,032,946                       |
| 経常利益(千円)      | 1,146,575          | 871,128            | 649,773            | 632,453                         |
| 当期純利益(千円)     | 796,617            | 466,994            | 267,746            | 204,736                         |
| 1株当たり当期純利益(円) | 50.86              | 30.19              | 18.12              | 13.93                           |
| 総資産(千円)       | 5,060,456          | 4,552,419          | 4,454,981          | 4,140,880                       |
| 純資産(千円)       | 2,169,477          | 1,929,828          | 2,025,112          | 2,051,128                       |
| 1株当たり純資産額(円)  | 116.99             | 127.60             | 136.42             | 140.93                          |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については、自己株式を除いております。
2. 当社は平成25年1月30日開催の当社取締役会決議に基づき、平成25年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名               | 資本金<br>千円 | 当社の議決権比率<br>% | 主要な事業内容                           |
|-------------------|-----------|---------------|-----------------------------------|
| オリコン・エンタテインメント(株) | 100,000   | 100.0         | 雑誌・書籍の出版                          |
| オリコン・リサーチ(株)      | 30,000    | 100.0         | 音楽・映像等のデータベースの提供及びランキング情報の提供      |
| オリコン・ストラテジー(株)    | 495,000   | 100.0         | スマートフォン向けの事業に関する経営戦略立案・指導         |
| (株)oricon ME      | 148,000   | 100.0         | 携帯電話向けコンテンツ配信サービスの提供及びWEBサイトの広告販売 |
| ORICON NEXT(株)    | 20,000    | 100.0         | ゲームコンテンツの企画開発                     |
| オリコン・エナジー(株)      | 90,000    | 100.0         | 自然エネルギー等による発電事業                   |
| オリコンNewS(株)       | 20,000    | 100.0         | ニュース配信サービスの提供                     |
| オリコンDサイエンス(株)     | 30,000    | 100.0         | データ分析結果を活用した各種サービスの提供             |

(注) (株)oricon ME及びオリコンNewS(株)は、オリコン・ストラテジー(株)の子会社(議決権比率100%)であり、当社の議決権比率は間接所有を含む割合であります。

## (5) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主要な課題は、以下のとおりであります。

### ①ビッグデータを活用した新たな取り組みについて

当社グループでは、現在、ビッグデータを活用した取り組みの第一弾として、過去及び現在の国内全上場会社の財務データと株式取引情報、並びに国内外のマクロ指数など大量のデータをデータベース化した上で独自の解析を行い、日本株式の運用モデルの開発を進めています。次期において、開発が完了した運用モデルに基づき、日本株式のポートフォリオを最適化するサービスをインターネット上で個人向けに提供開始する予定です。当新サービスでは、基本メニューは無料で提供し、アラート機能など利便性を高めたメニューを有料で提供する計画です。当新サービスで提供する情報は、これまでの個人投資家向け投資情報にはないユニークな分析・評価結果であり、個人投資家が中長期にわたって株式投資をより安全・確実に行う際に、有用なツールとなり得るものです。また、専用サイトに掲載する株式関連ニュースなどのコンテンツも継続的に充実させ、ユーザーの満足度を高めてまいります。

なお、当新サービスの提供に際しては、投資助言・代理業の登録を行った上で、法令等を遵守し、適切に業務を実施してまいります。

### ②顧客満足度（CS）ランキング連動型広告について

当社グループが平成18年9月より展開している顧客満足度（CS）ランキング連動型広告は、安定的に収益を伸ばしています。その要因の一つとして、業種に関わるワードをGoogle/Yahoo!の検索サービスで検索すると、その検索結果の上位に当社グループのサイトが表示され、検索結果から流入するユーザーが着実に増えているということがあります。検索結果の上位表示を獲得していることが、クライアント契約に結び付いていることも少なくなく、今後も、検索結果の順位を意識したオペレーションに努めてまいります。

当連結会計年度においても、「海外旅行保険」、「オンライン英会話」などの業種を新規に立ち上げましたが、今後も継続的に業種の追加に取り組んでまいります。また、一部の業種においては、クライアント契約率の低い状況が続いており、全業種において、契約率と契約単価をアップさせ、収益の最大化を図ってまいります。さらに、当社グループの行った大規模な顧客満足度調査の結果を、当該業種の企業が自社サービスの品質向上のために活用したいという要請が増えてきており、データ販売の売上も着実に増加しています。各業種において、経年変化を解析・分析できるだけのデータが蓄積してきたことから、データとしての価値も高まっており、データ販売についても広告販売同様、強化させてまいります。

## (6) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社グループは、当社、連結子会社8社によって構成されております。

事業区分といたしましては、①WEBサイトの広告販売及びエンタテインメント系ニュースの提供等を行う「コミュニケーション事業」、②携帯電話向けコンテンツ配信サービスの提供及び携帯電話向けサイトの制作受託等を行う「モバイル事業」、③雑誌及び雑誌広告の販売等を行う「雑誌事業」、④音楽・映像・書籍のマーケティングデータ及びランキング情報の提供等を行う「データサービス事業」を展開しております。



(7) 主要な営業所（平成26年3月31日現在）

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 当 社               | 本社 東京都港区 |
| （子会社）             |          |
| オリコン・エンタテインメント(株) | 本社 東京都港区 |
| オリコン・リサーチ(株)      | 本社 東京都港区 |
| オリコン・ストラテジー(株)    | 本社 東京都港区 |
| (株)oricon ME      | 本社 東京都港区 |
| ORICON NEXT(株)    | 本社 東京都港区 |
| オリコン・エナジー(株)      | 本社 東京都港区 |
| オリコンNews(株)       | 本社 東京都港区 |
| オリコンDサイエンス(株)     | 本社 東京都港区 |

(8) 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数    | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|------------|-----------------------|
| 199 (26) 名 | △9(1)名                |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数  | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|----------|-------------------|---------|-------------|
| 29 (－) 名 | － (－) 名           | 42.8歳   | 9.4年        |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況（平成26年3月31日現在）

| 借 入 先                 | 借 入 額     |
|-----------------------|-----------|
| (株) 三 井 住 友 銀 行       | 290,000千円 |
| (株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 244,400千円 |
| (株) み ず ほ 銀 行         | 229,000千円 |
| (株) り そ な 銀 行         | 103,700千円 |
| (株) 東 京 都 民 銀 行       | 95,000千円  |
| (株) 伊 予 銀 行           | 35,548千円  |

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成26年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 62,845,200株
- ② 発行済株式の総数 14,641,000株（自己株式1,160,000株を除く）
- ③ 株主数 19,755名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名       | 持株数        | 持株比率   |
|-----------|------------|--------|
| ㈲リトルポンド   | 4,635,300株 | 31.65% |
| 吉田 嘉明     | 1,412,800株 | 9.64%  |
| ㈱光通信      | 781,700株   | 5.33%  |
| ㈱ローソン     | 313,000株   | 2.13%  |
| 小池 秀効     | 299,000株   | 2.04%  |
| 小池 尚子     | 296,600株   | 2.02%  |
| 小池 恒      | 255,600株   | 1.74%  |
| ㈱ディーエイチシー | 252,000株   | 1.72%  |
| 小池 結実     | 245,400株   | 1.67%  |
| ヤフー㈱      | 221,700株   | 1.51%  |

- (注) 1. 当社は、自己株式1,160,000株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式（1,160,000株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成26年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                       |
|-----------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 小 池 恒   | オリコン・エンタテインメント(株)取締役<br>オリコン・ストラテジー(株)代表取締役社長<br>(株)oricon ME取締役<br>ORICON NEXT(株)取締役<br>オリコン・エナジー(株)取締役<br>オリコンDサイエンス(株)代表取締役社長                              |
| 取 締 役     | 高 橋 茂   | オリコン・エンタテインメント(株)代表取締役社長<br>オリコン・ストラテジー(株)取締役<br>ORICON NEXT(株)取締役<br>オリコンNewS(株)代表取締役社長<br>オリコンDサイエンス(株)取締役                                                  |
| 取 締 役     | 垂 石 克 哉 | オリコン・エンタテインメント(株)取締役<br>オリコン・リサーチ(株)取締役<br>オリコン・ストラテジー(株)取締役<br>(株)oricon ME取締役                                                                               |
| 取 締 役     | 西 山 靖 人 | オリコン・エンタテインメント(株)取締役                                                                                                                                          |
| 取 締 役     | 横 山 文 秋 | オリコンDサイエンス(株)取締役                                                                                                                                              |
| 取 締 役     | 松 尾 修 吾 | (株)オフィス松尾代表取締役<br>(株)ウェザーニューズ社外取締役                                                                                                                            |
| 取 締 役     | 水 野 誠 一 | (株)インスティテュート・オブ・マーケティング・アーキテク<br>チュア代表取締役<br>(株)プロジェクト・パートナーズ代表取締役C. E. O.<br>(株)パルス社外取締役<br>(株)Gホールディングス社外取締役                                                |
| 取 締 役     | 東 狐 義 明 | (株)ティーエムエス代表取締役<br>(株)ワイルドオレンジアティスツ社外取締役                                                                                                                      |
| 常 勤 監 査 役 | 八 幡 直 之 | オリコン・エンタテインメント(株)監査役<br>オリコン・リサーチ(株)監査役<br>オリコン・ストラテジー(株)監査役<br>(株)oricon ME監査役<br>ORICON NEXT(株)監査役<br>オリコン・エナジー(株)監査役<br>オリコンNewS(株)監査役<br>オリコンDサイエンス(株)監査役 |
| 監 査 役     | 五十嵐 信 弥 | 五十嵐税理士事務所所長                                                                                                                                                   |
| 監 査 役     | 向 川 寿 人 | 向川公認会計士事務所所長<br>(株)ファーストコンサルティング代表取締役<br>エム・アール・エス広告調査(株)社外監査役<br>(株)アドバンスト・メディア社外監査役<br>(株)スリー・ディー・マトリックス社外監査役                                               |

- (注) 1. 取締役松尾修吾氏、取締役水野誠一氏及び取締役東狐義明氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役五十嵐信弥氏及び監査役向川寿人氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役松尾修吾氏が兼職している他の法人等と当社の間には重要な関係はありません。  
 4. 取締役水野誠一氏が兼職している他の法人等と当社の間には重要な関係はありません。  
 5. 取締役東狐義明氏が兼職している他の法人等と当社の間には重要な関係はありません。  
 6. 監査役向川寿人氏が兼職している他の法人等と当社の間には重要な関係はありません。  
 7. 監査役五十嵐信弥氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 8. 監査役向川寿人氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 9. 当社は、取締役松尾修吾氏、取締役水野誠一氏、監査役五十嵐信弥氏及び監査役向川寿人氏が東京証券取引所の定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、4氏を同取引所に独立役員として届け出ております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                                  | 支 給 人 員   | 支 給 額                |
|--------------------------------------|-----------|----------------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役)             | 7名<br>(3) | 86,442千円<br>(14,212) |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役)             | 4<br>(2)  | 10,160<br>(2,400)    |
| 合 計<br>(う ち 社 外 取 締 役 及 び 社 外 監 査 役) | 11<br>(5) | 96,602<br>(16,612)   |

- (注) 1. 上記には、平成25年6月26日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 無報酬の取締役2名が存在しております。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月24日開催の株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成11年10月1日開催の株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。

## ③ 社外役員に関する事項

### 1) 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては、11頁に記載のとおりであります。

### 2) 当事業年度における主な活動状況

|                 | 主 な 活 動 状 況                                                                    |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 松 尾 修 吾   | 当事業年度開催の定時取締役会12回全てに出席し、必要に応じ、主に経営者としての経験から発言を行っております。                         |
| 取 締 役 水 野 誠 一   | 当事業年度開催の定時取締役会12回のうち11回出席し、必要に応じ、主に経営者としての経験から発言を行っております。                      |
| 取 締 役 東 狐 義 明   | 当事業年度開催の定時取締役会12回全てに出席し、必要に応じ、主に経営者としての経験から発言を行っております。                         |
| 監 査 役 五 十 嵐 信 弥 | 当事業年度開催の定時取締役会12回全て及び監査役会12回全てに出席し、必要に応じ、主に会計・税務の専門家としての経験から発言を行っております。        |
| 監 査 役 向 川 寿 人   | 当事業年度開催の定時取締役会12回のうち11回及び監査役会12回のうち11回出席し、必要に応じ、主に会計・税務の専門家としての経験から発言を行っております。 |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 海南監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 23,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針  
取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。  
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 当社は、事業活動を行う上でコンプライアンスが最重要課題であると認識し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ企業倫理に則り社会的責任を果たすために、「オリコングループ行動規範」を定め、同規範並びにそれに基づくCSRマネジメントシステム基本規程、コンプライアンス規程等の各規程を当社グループの全役職員に周知徹底させる。
  - 2) そのため、CSR担当役員を置き、CSR担当役員を委員長としたCSR委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとする。CSR委員会は、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。
  - 3) これらの活動は、定期的に取り締り委員会及び監査役会に報告されるものとする。
  - 4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、文書（電磁的記録を含む）の作成、保存及び廃棄について定めた文書管理規程に基づいて適切になされるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1) CSR委員会は、当社グループの横断的リスク状況の監視並びに全グループ的対応を行うためにリスク管理規程を策定する。
  - 2) 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。CSR委員会は、定期的にリスク管理の状況を各事業部門の長から報告させ、取締役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 中期経営計画を定め、当社グループとして達成すべき目標を明確化するとともに、グループ会社ごとの業績目標を明確化し、取締役、社員が全社的な目標を共有する。
  - 2) 取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期初に、事業部門ごとの業績目標と予算を設定する。
  - 3) 月次の業績は、迅速に管理会計としてデータ化し、各事業部門で予実分析を行った上で、担当取締役及び取締役会に報告する。
  - 4) 3) の議論を踏まえ、各グループ会社を担当する取締役は、その事業部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を改善する。
- ⑤ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社及び当社グループ各社に、それぞれの責任を負う取締役が任命されており、法令遵守体制、リスク管理体制を運営・維持する権限と責任が与えられており、CSR委員会は、これらを横断的に推進し管理をする。
  - 2) CSR委員会は、当社及び当社グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われることを促進する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助する使用人として、必要な人員を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生又は発生する恐れのあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
  - 2) 当社並びに各グループ会社を担当する取締役は、監査役会と協議の上、定期的又は不定期に、担当する会社のリスク管理体制について報告するものとする。
- ⑨ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会は、代表取締役、監査法人それぞれと定期的に意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社及び当社グループ各社は、金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

### ①会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値の源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、中長期的な当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保、向上に資する者が望ましいと考えております。

上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為又はこれに類似する行為があった場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様による自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意等のプロセスを経ることなく、一方的に大量買付行為又はこれに類似する行為を強行する動きが散見され、こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものもあります。また、中立公平な立場での情報発信の環境、すなわち「オリコン」ブランドに企業価値の源泉がある当社においては、中立公平性・ブランド価値を著しく毀損するおそれのある大量買付行為を防止することが企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保する観点から求められております。

当社といたしましては、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、万一このような者が現れた場合には、当社として必要かつ相当な対抗措置をとることが、当社の中長期的な企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益を実現するために必要であると考えております。

### ②会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。なお、この取組みは当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されております。

#### 1) 当社の企業価値の源泉

昭和42年、「ヒットという目に見えないものを可視化する」ことを経営理念として株式会社オリジナルコンフィデンス（平成13年に当社が連結子会社化。現、オリコン・エンタテインメント㈱）が設立されました。同社は、音楽のヒットを正確に伝えるため、全国のレコード店との協力体制を構築し、「何が何枚売れたか」という販売データを収集・集計することによって、昭和43年よりランキング情報の提供を開始しました。それ以来、「オリコンランキング」は、販売データに基づく正確な情報として45年以上にわたり、当社のメディア、並びに国内の多くのマスコミを通して消費者に提供され、国内における「音楽ヒットの象徴」として高い知名度と信頼を得ております。

このように長年にわたって中立公平な立場で「オリコンランキング」という正確な情報を提供し続けたことにより、「信頼感」、「最新」、「安心できる」、「メジャーである」といっ

た非常に高い価値観が刻み込まれたブランドとして、「オリコン」ブランドが培われてきました。当社が展開する各事業は、この「オリコン」ブランドが持つ際立った価値観によって成立しております。

当社は、調査協力店の拡充を継続的に行い、現在ではレコード店（メディアストア）以外にも、家電量販店、ECサイト、コンビニエンスストア、書店等の様々な販売チャネルよりデータを収集しております。平成26年5月現在、調査協力店は全国30,250店に及んでおります。調査協力店の中には、当社にのみ販売データを提供しているという企業が少なくなく、これほどの調査協力店網を有している企業は他にありません。当社が長年にわたって中立公平な立場で調査・発表を行っていること、当社へのデータ提供に協力することでヒットが顕在化して増幅し、販売促進に繋がること等が、販売店側の理解を生み、データ提供に結び付けております。

また、当社は、情報発信においても、他社が真似できない強みを有しております。当社が長年にわたって中立公平な立場で調査し、販売データに基づく正しい情報を提供してきたことから、国内の主要なマスコミとの間に良好な信頼関係が構築されております。ランキング情報を定期的に提供する以外にも、エンタテインメント系ニュースを中心に情報提供やコンテンツ提供を継続的に行っており、当社が発信する情報だから注目される、記事として大きく扱われる、若しくは番組で取り上げられるということが数多くあります。さらに、インターネットの領域においても、「Yahoo!JAPAN」等のポータルサイトの他、全国の新聞社・テレビ局・ラジオ局等のサイトにもニュースを配信しており、当社のニュースが多くのインターネットユーザーにリーチしております。これらの結果、当社の発信する情報の伝達力が評価・期待され、レコードメーカー、プロダクション、テレビ局等より、当社へより多くの情報、より価値の高い情報が集まるようになるという好循環が生まれております。

以上のとおり、当社は、世界でも類を見ない「情報のバリューチェーン」を有しております。この「情報のバリューチェーン」と「オリコン」ブランドこそが、当社の企業価値の源泉であり、当社の持続的な強みを創出しております。そして、「オリコン」ブランドを維持・向上させ、「情報のバリューチェーン」を進展させていくために、当社は、常に、第三者的に中立公平な立場で信頼性の高い情報を発信し続けなければなりません。

## 2) 企業価値の向上に資する取組み

当社は、「オリコン」ブランドを活用し、音楽分野のみならず、様々な産業分野において中立公平なランキング化を施すことによって商品やサービスの価値を可視化させ、より豊かな生活の実現と、生活に密着する様々な企業の発展に貢献する社会的価値の高い企業を目指すことを基本方針としております。

当社では、この基本方針に沿い、以下の取組みを中心に、企業価値を持続的に向上させるための施策を実施しております。

### (a) サービスの品質の可視化に向けた取組み

当社は、医療の分野において、サービスを受ける患者側に病院や医師を選択するための情報が不足しており、特に、患者の視点に立って客観的かつ公平に評価された情報が皆無であったことから、平成15年、大規模な患者満足度調査を実施し、その結果に基づく病院ランキング情報を掲載した書籍「患者が決めた！いい病院」を発行しました。さらに、医療サービス以外の様々なサービスについても、利用者の視点に立って、「サービスという目に見えないものの良し悪しを可視化する」ことに社会的ニーズがあると捉え、平成18年、英会話スクール、エステ



ティックサロン等のサービスを実際に利用された方を対象とした顧客満足度（CS）調査を実施し、その結果に基づいた顧客満足度（CS）ランキングを、PC向けサイト「ORICON STYLE」で発表しました。当サイトに掲載された各ランキングのページからランクインした企業のサイトへユーザーを誘導する度に課金する「顧客満足度（CS）ランキング連動型広告」を当社独自の広告商品として販売し、現在では34業種を運営しており、着実に収益を伸ばしております。ランキングにランクインし、広告クライアントとなった一部の企業では、テレビCM等の広告宣伝において、「オリコン顧客満足度ランキング1位」等といった訴求が行われております。これはまさに、当社が中立公平な立場で調査・発表を行ったランキングであることに社会的な価値が見出され、効果的に「オリコン」ブランドとのコラボレーションがなされた事例であります。今後も、対象とするジャンルを拡充させていくとともに、「オリコン顧客満足度ランキング」のブランディングを推進して価値を高め、業容の拡大を図ってまいります。

#### (b) インターネット社会の進展に即した取組み

現在、インターネットの利用は、日常生活において不可欠なものとなり、インターネットを介した通信の高速化、高容量化並びに多様化が急速に進んでおります。そのような環境の変化によって、インターネット上で交わされる情報が、肥大化し、氾濫する状況となり、最近、その傾向が強くなっております。このようなインターネット社会の進展に伴って、インターネットユーザー（個人及び企業）が、正確な情報、網羅している情報を求める動きを強めてきており、今後、それは一層顕著になってくると想定されます。また、インターネット上での情報やコンテンツが「無料」の方向に進んでおり、対価（広告出稿を含みます。）が支払われるだけの価値のあるもののみに「有料」が適用されるという状況になってきております。当社は、今後、これらの状況が進行するにつれ、「オリコン」ブランドのもと、中立公平で信頼性の高い情報を発信している当社においては、対価の支払われる機会が増え、ビジネスチャンスが広がっていくものと考えております。また、当社がインターネット上で発信するエンタテインメント系ニュースや様々なランキング情報が、当社の運営するサイトやサービスユーザーを誘導する際の誘導口になることから、ニュースや情報の信頼性と訴求力を高めることによってユーザー獲得を効率良く促進し、広告販売や個別課金等の収益の拡大並びにユーザー獲得費用の削減に結び付けてまいります。

#### (c) ビッグデータを活用した取組み

ICT（情報通信技術）分野における技術の進展と通信環境の整備によって、大量のデータ、いわゆるビッグデータの蓄積、処理、分析を低コストで行えるようになってきました。さらに、処理や分析の高度化と高速化の進歩は著しく、特に、機械学習と言われる高度なデータ解析技術をコンピューターで行うことで、精度の高い予測を行えるようになってきました。

当社では、長年にわたってエンタテインメント分野のデータを分析し、その結果を利用する事業を展開してまいりましたが、当該事業を拡充・発展させ、ビッグデータを活用する新たなサービスの開発を進めています。その第一弾として、過去及び現在の国内全上場会社の財務データと株式取引情報、並びに国内外のマクロ指数などの大量のデータをデータベース化した上で解析を行い、日本株式の運用モデルの開発を行っています。今後、開発した運用モデルを活用し、一般ユーザーが運用している日本株式のポートフォリオを最適化する情報提供サービスを新たに開始する予定です。新サービスにおいても、中立公平な立場でサービスを提供していくことが、サービスの価値を形成する上で不可欠です。

当社は、新サービスを含め、様々なビッグデータを活用し、中立公平で信頼性の高い情報を提供することを通して、企業価値の持続的な向上を図ってまいります。

### 3) コーポレートガバナンスの整備

当社は、上場企業としての社会的使命と責任を果たし、企業価値を向上させて継続的な成長と発展を目指すため、コーポレートガバナンスの充実が重要な経営課題であるとの認識に立ち、従前よりコーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。

当社では、取締役会を経営に関する基本方針及び重要事項の決定機関並びに取締役の職務執行の監督機関と位置づけるとともに、取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。また、社外の優れた見識と豊富な経験を経営に反映させ、かつ監督機能の充実を図ることが、コーポレートガバナンスを強化させる上で重要であると考え、取締役8名中3名（平成26年6月開催の定時株主総会において選任予定の取締役6名中2名）を社外取締役にし、監査役3名中2名を社外監査役にしております。さらに、当社は、経営上の意思決定及び監督機能と執行機能の分離を目的として、執行役員制度を導入しており、毎月開催の取締役会が決定する基本方針に基づき、その監督のもとで執行役員が効率的に業務を執行しております。

当社における内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の社長室が、年間監査計画書を作成した上で、業務監査を実施し、監査役会に対して定期的に報告しております。また、内部統制につきましては、平成19年10月に内部統制室を設置し、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、内部統制システム構築の基本方針を定め、コンプライアンスを継続的に徹底させる体制の整備、強化を図っております。

### ③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社では、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続きに従うことを要請するとともに、かかる手続きに従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続きに従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当て又は会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を動することがあります。

「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の詳細につきましては、当社ホームページ（<http://www.oricon.jp>）の平成26年5月9日付プレスリリース「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」及び「株主総会参考書類」第2号議案の別紙をご参照ください。

#### ④具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、以下の理由により、基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また、(株)東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

(b) 企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的として導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また、当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保又は向上することを目的として導入されるものです。

(c) 株主意思を重視するものであること

当社は、平成23年5月9日開催の取締役会において本プランの導入を決議いたしました。本プランの有効期間は、平成23年6月29日開催の第12回定時株主総会終結の時までと設定し、第12回定時株主総会において本プランの継続に係る議案をお諮りし、株主の皆様のご承認を得て効力が生じております。また、本プランの有効期間は平成26年3月期に関する定時株主総会終結の時までとなっておりますが、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の実施又は不実施の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様にご示すものです。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の実施は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しました。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(f) 第三者専門家の意見の取得

本プランは、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(g) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としており、期差任期制を採用していないため、取締役の交替を一度に行なうことができないことから、その発動を阻止するのに時間を要する、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

**(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、可能な限り安定した配当を継続して実施すること、また、将来の事業展開と経営の急激な変化に備えるための経営基盤の強化に必要な内部留保を確保していくことを基本方針としております。

当事業年度におきましては、今後の資金需要と内部留保等を総合的に判断した結果、期末配当として1株につき8円の配当を行うことといたしました。

# 連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-----------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部) |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産   | 2,025,872 | 流 動 負 債         | 1,371,577 |
| 現金及び預金    | 881,211   | 支払手形及び買掛金       | 240,520   |
| 受取手形及び売掛金 | 927,066   | 短期借入金           | 180,000   |
| たな卸資産     | 23,051    | 1年内返済予定の長期借入金   | 322,648   |
| 繰延税金資産    | 73,331    | 1年内償還予定の社債      | 100,000   |
| その他       | 121,518   | リース債務           | 2,058     |
| 貸倒引当金     | △307      | 未払金             | 168,979   |
| 固 定 資 産   | 2,110,761 | 未払法人税等          | 107,777   |
| 有形固定資産    | 535,773   | 返品調整引当金         | 17,761    |
| 建物及び構築物   | 71,150    | その他             | 231,831   |
| 機械及び装置    | 390,340   | 固 定 負 債         | 718,174   |
| 工具、器具及び備品 | 437,685   | 社 債             | 200,000   |
| 土地        | 1,973     | 長期借入金           | 495,000   |
| リース資産     | 9,907     | リース債務           | 6,140     |
| 減価償却累計額   | △375,284  | 繰延税金負債          | 1,856     |
| 無形固定資産    | 1,026,668 | 資産除去債務          | 15,177    |
| ソフトウェア    | 380,298   | 負 債 合 計         | 2,089,752 |
| のれん       | 623,161   | (純 資 産 の 部)     |           |
| その他       | 23,209    | 株 主 資 本         | 2,063,475 |
| 投資その他の資産  | 548,319   | 資 本 金           | 1,092,450 |
| 投資有価証券    | 86,553    | 資 本 剰 余 金       | 14,332    |
| 繰延税金資産    | 75,541    | 利 益 剰 余 金       | 1,336,908 |
| その他       | 400,332   | 自 己 株 式         | △380,215  |
| 投資損失引当金   | △4,900    | その他の包括利益累計額     | △140      |
| 貸倒引当金     | △9,208    | その他有価証券評価差額金    | △140      |
| 繰延資産      | 4,247     | 新 株 予 約 権       | △12,206   |
| 社債発行費     | 4,247     | 純 資 産 合 計       | 2,051,128 |
| 資 産 合 計   | 4,140,880 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 4,140,880 |

# 連結損益計算書

（平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目            | 金 額       |
|----------------|-----------|
| 売上高            | 5,032,946 |
| 売上原価           | 2,708,738 |
| 売上総利益          | 2,324,208 |
| 返品調整引当金戻入額     | 22,570    |
| 返品調整引当金繰入額     | 17,761    |
| 差引売上総利益        | 2,329,018 |
| 販売費及び一般管理費     | 1,656,597 |
| 営業利益           | 672,420   |
| 営業外収益          |           |
| 受取利息           | 1,621     |
| 投資事業組合運用益      | 4,081     |
| その他            | 14,065    |
| 営業外費用          |           |
| 支払利息           | 22,984    |
| 支払手数料          | 5,297     |
| 株式関連費          | 29,193    |
| その他            | 2,259     |
| 経常利益           | 632,453   |
| 特別利益           |           |
| 固定資産売却益        | 24        |
| 新株予約権戻入益       | 26,106    |
| 特別損失           |           |
| 固定資産除却損失       | 49,876    |
| 減損損失           | 171,523   |
| 税金等調整前当期純利益    | 437,184   |
| 法人税、住民税及び事業税   | 274,381   |
| 法人税等調整額        | △41,933   |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 204,736   |
| 当期純利益          | 204,736   |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで）

（単位：千円）

|                               | 株 主 資 本   |           |           |          |             |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|-------------|
|                               | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成25年4月1日 残高                  | 1,090,916 | 12,799    | 1,250,051 | △344,533 | 2,009,233   |
| 連結会計年度中の変動額                   |           |           |           |          |             |
| 新株の発行<br>（新株予約権の行使）           | 1,533     | 1,533     |           |          | 3,066       |
| 剰余金の配当                        |           |           | △117,880  |          | △117,880    |
| 当期純利益                         |           |           | 204,736   |          | 204,736     |
| 自己株式の取得                       |           |           |           | △35,682  | △35,682     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |           |           |           |          |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 1,533     | 1,533     | 86,856    | △35,682  | 54,241      |
| 平成26年3月31日 残高                 | 1,092,450 | 14,332    | 1,336,908 | △380,215 | 2,063,475   |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額    |                              | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|--------------------------|------------------------------|-----------|-----------|
|                               | そ の 他 有 価 証 金<br>評 価 差 額 | そ の 他 の 包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |           |           |
| 平成25年4月1日 残高                  | 950                      | 950                          | 14,927    | 2,025,112 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                          |                              |           |           |
| 新株の発行<br>（新株予約権の行使）           |                          |                              |           | 3,066     |
| 剰余金の配当                        |                          |                              |           | △117,880  |
| 当期純利益                         |                          |                              |           | 204,736   |
| 自己株式の取得                       |                          |                              |           | △35,682   |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △1,091                   | △1,091                       | △27,133   | △28,224   |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △1,091                   | △1,091                       | △27,133   | 26,016    |
| 平成26年3月31日 残高                 | △140                     | △140                         | △12,206   | 2,051,128 |

## 連結注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- |              |                                                                                                                                       |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・連結子会社の数     | 8社                                                                                                                                    |
| ・主要な連結子会社の名称 | オリコン・エンタテインメント(株)<br>オリコン・リサーチ(株)<br>オリコン・ストラテジー(株)<br>(株)oricon ME<br>ORICON NEXT(株)<br>オリコン・エナジー(株)<br>オリコンNewS(株)<br>オリコンDサイエンス(株) |

なお、オリコンNewS(株)については、平成25年4月1日付で新たに設立したため、連結の範囲に含めており、オリコンDD(株)については、平成25年4月1日付で(株)oricon MEと合併したため、連結の範囲から除いております。また、オリコンDサイエンス(株)については、平成25年12月2日付で新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した関連会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 持分法を適用していない関連会社の状況  
該当事項はありません。
- ③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況
  - ・当該会社等の名称 起業投資事業有限責任組合1号
  - ・関連会社としなかった理由 起業投資事業有限責任組合1号については、当社が出資持分割合の100分の20を所有していますが、当社は同組合の財務及び事業の方針の決定に対して影響力を有していないため、関連会社に該当いたしません。

#### (3) 会計処理基準に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - イ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
    - ロ. その他有価証券
      - ・時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
      - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ただし、投資事業有限責任組合への投資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法によっております。



- |                                                |                                                                                    |
|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| ハ、デリバティブ                                       | 時価法                                                                                |
| ニ、たな卸資産の評価基準及び評価方法                             |                                                                                    |
| ・商品                                            | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）                                            |
| ・仕掛品                                           | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）                                              |
| ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法                            |                                                                                    |
| イ、有形固定資産<br>（リース資産を除く）                         | 定率法<br>ただし、建物（建物附属設備を除く）及び機械及び装置は定額法を採用しております。                                     |
| ロ、無形固定資産<br>（リース資産を除く）                         |                                                                                    |
| ・自社利用のソフトウェア                                   | 自社における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。                                                  |
| ハ、リース資産                                        | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産<br>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。                  |
| ③ 繰延資産の処理方法                                    |                                                                                    |
| 社債発行費                                          | 社債の償還までの期間にわたり均等償却しております。                                                          |
| ④ 重要な引当金の計上基準                                  |                                                                                    |
| イ、貸倒引当金                                        | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ロ、返品調整引当金                                      | 雑誌の返品による損失に備えるため、雑誌の出版事業に係る売掛金残高に一定期間の返品率を乗じた額を計上しております。                           |
| ハ、投資損失引当金                                      | 関係会社等に対する投資の損失に備えるため、財政状態等を勘案し、必要と認められた額を計上しております。                                 |
| ⑤ 重要なヘッジ会計の方法                                  |                                                                                    |
| イ、ヘッジ会計の方法                                     | 繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。                      |
| ロ、ヘッジ手段とヘッジ対象                                  | ヘッジ手段…金利スワップ<br>ヘッジ対象…借入金及び社債                                                      |
| ハ、ヘッジ方針                                        | 借入金の金利変動リスク及び社債の時価変動リスクをヘッジする目的で行っております。                                           |
| ニ、ヘッジの有効性評価の方法                                 | 特例処理によっている金利スワップであるため、有効性の評価を省略しております。                                             |
| ⑥ のれんの償却に関する事項                                 |                                                                                    |
| のれんの償却については、連結子会社の実態に基づいた適切な償却方法及び期間で償却しております。 |                                                                                    |
| ⑦ 消費税等の会計処理                                    |                                                                                    |
| 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。                  |                                                                                    |
| ⑧ 連結納税制度の適用                                    |                                                                                    |
| 連結納税制度を適用しております。                               |                                                                                    |

### 3. 減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 用 途                         | 場 所   | 種 類       | 減 損 損 失<br>(千円) |
|-----------------------------|-------|-----------|-----------------|
| ㈱oricon MEのスマートフォン事業        | 東京都港区 | 工具、器具及び備品 | 863             |
|                             |       | ソフトウェア    | 136,411         |
| オリコン・エンタテインメント㈱<br>の雑誌事業    | 東京都港区 | 建物及び構築物   | 653             |
|                             |       | 工具、器具及び備品 | 2,873           |
|                             |       | ソフトウェア    | 24,242          |
| ORICON NEXT㈱のソーシャルゲーム<br>事業 | 東京都港区 | 工具、器具及び備品 | 111             |
|                             |       | ソフトウェア    | 6,367           |
| 合計                          |       |           | 171,523         |

当社グループは、管理会計上の区分、投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

連結子会社である㈱oricon MEにて展開するスマートフォン事業、オリコン・エンタテインメント㈱にて展開する雑誌事業及びORICON NEXT㈱にて展開するソーシャルゲーム事業につきまして、事業の収益性が低下し固定資産の帳簿価額の回収が見込まれないため、固定資産の帳簿価額全額を回収不能とし、減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当社グループの回収可能額は使用価値を使用しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスとなっており、使用価値は零として算定しております。

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 157,950株      | 15,643,050株  | 一株           | 15,801,000株  |

(注) 発行済株式の総数の増加15,643,050株は、平成25年4月1日を効力発生日とした普通株式1株につき100株の株式分割による増加15,637,050株、新株予約権の行使による増加6,000株であります。

#### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 10,600株       | 1,149,400株   | 一株           | 1,160,000株   |

(注) 自己株式の数の増加1,149,400株は、平成25年4月1日を効力発生日とした普通株式1株につき100株の株式分割による増加1,049,400株、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加100,000株であります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

| 決議                | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|-------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成25年5月9日<br>取締役会 | 普通株式  | 117,880        | 800             | 平成25年3月31日 | 平成25年6月27日 |

(注) 当社は、平成25年1月30日開催の当社取締役会決議に基づき、平成25年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割を考慮した場合、1株当たり配当額は8円となります。

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議                | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|-------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成26年5月9日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 117,119        | 8               | 平成26年3月31日 | 平成26年6月26日 |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。デリバティブ取引については、金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主な取引先の信用調査、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うことによりリスク軽減を図っております。

貸付金及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業への債権及び株式であり、定期的に財務状況等を把握することで、減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが二ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る運転資金の確保を目的とした資金調達であり、社債、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資を目的とした資金調達であります。長期借入金の一部については、変動金利であるため金利変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、「(2)金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

| 区分                    | 連結貸借対照表計上額 | 時価        | 差額     |
|-----------------------|------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金            | 881,211    | 881,211   | —      |
| (2) 受取手形及び売掛金         | 927,066    | 927,066   | —      |
| (3) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 1,333      | 1,333     | —      |
| 資産計                   | 1,809,611  | 1,809,611 | —      |
| (1) 支払手形及び買掛金         | 240,520    | 240,520   | —      |
| (2) 短期借入金             | 180,000    | 180,000   | —      |
| (3) 1年内返済予定の長期借入金     | 322,648    | 324,221   | 1,573  |
| (4) 1年内償還予定の社債        | 100,000    | 100,376   | 376    |
| (5) 未払金               | 168,979    | 168,979   | —      |
| (6) 未払法人税等            | 107,777    | 107,777   | —      |
| (7) 社債                | 200,000    | 199,985   | △14    |
| (8) 長期借入金             | 495,000    | 491,868   | △3,131 |
| (9) リース債務             | 8,199      | 8,156     | △42    |
| 負債計                   | 1,823,125  | 1,821,888 | △1,237 |
| デリバティブ取引              | —          | —         | —      |

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産

#### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

投資有価証券は、株式等は取引所の価格によっております。

## 負債

### (1) 支払手形及び買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 短期借入金、(3) 1年内返済予定の長期借入金、(8) 長期借入金

短期借入金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### (4) 1年内償還予定の社債、(7) 社債

これらの時価は、元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### (9) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

## (注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分               | 連結貸借対照表計上額 |
|------------------|------------|
| 非上場株式            | 28,470     |
| 投資事業組合出資         | 51,770     |
| 非上場転換社債型新株予約権付社債 | 4,980      |

非上場株式及び非上場転換社債型新株予約権付社債については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

投資事業組合出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象としておりません。

## 6. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

### イ. 当該資産除去債務の概要

太陽光発電設備用の土地賃貸借契約等に伴う原状回復義務に係る撤去費用を合理的に見積り、資産除去債務として計上しております。

### ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20年と見積り、割引率は1.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

### ハ. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 期首残高            | 14,965千円        |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | —               |
| 時の経過による調整額      | 211千円           |
| 資産除去債務の履行による減少額 | —               |
| その他増減額（△は減少）    | —               |
| 期末残高            | <u>15,177千円</u> |

## 7. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 140円93銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 13円93銭  |

## 8. 企業結合等に関する注記

### 共通支配下の取引等

当社は、平成24年12月26日開催の当社取締役会決議に基づき、平成25年4月1日付で、連結子会社であるオリコンDD㈱の営むニュース配信事業を会社分割（新設分割）して新設会社に承継し、連結子会社である㈱oricon MEとオリコンDD㈱は合併いたしました。

#### (連結子会社の会社分割)

(1) 結合当事業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

① 結合当事業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

結合当事業又は対象となった事業の名称 オリコンDD㈱のニュース配信事業

事業の内容 インターネット等の通信ネットワークを利用したデジタルコンテンツ配信サービス等

② 企業結合日

平成25年4月1日

③ 企業結合の法的形式

オリコンDD㈱を分割会社とし、新たに設立したオリコンNewS㈱を承継会社とする新設分割

④ 結合後企業の名称

分割会社 オリコンDD㈱

承継会社 オリコンNewS㈱

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

オリコンDD㈱が配信する「オリコンニュース」は、最新の音楽・芸能ニュースから、映画・アニメ、生活関連のトレンド情報までを網羅し、自社サイト及び大手サイトに配信され、インターネットユーザーに幅広く閲覧されています。また、現在、地方の新聞社・放送局サイトを中心に「オリコンニュース」の配信拡大に注力しており、今後とも継続的にニュース配信サービスを拡充させていくため、マネジメント強化と事業展開の加速化を図るべく、ニュース配信事業を分社・独立させることといたしました。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

(連結子会社間の合併)

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 (株)oricon ME、オリコンDD(株)

事業の内容 (株)oricon ME

従来型携帯電話（フィーチャーフォン）及びスマートフォン向け音楽配信サービス等  
オリコンDD(株)

「ORICON STYLE」等のPC向けサイト及びスマートフォン向けサイトの運営等

②企業結合日

平成25年4月1日

③企業結合の法的形式

(株)oricon MEを存続会社とし、オリコンDD(株)を消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

(株)oricon ME

⑤取引の目的を含む取引の概要

スマートフォン市場が急速に拡大し、ユーザーの利用実態が、フィーチャーフォンからスマートフォンに、PCからスマートフォンにそれぞれシフトしてきており、今後もこれらの傾向が一層顕著になるものと見込まれます。すでに両社においては、スマートフォン対応を積極的に推進していますが、経営資源の効率的かつ効果的な活用を図り、展開力と競争力を向上させるため、両社を合併させることといたしました。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。



# 貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)  |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産    | 917,970   | 流 動 負 債         | 1,752,064 |
| 現金及び預金     | 371,481   | 短期借入金           | 150,000   |
| 前払費用       | 22,428    | 関係会社短期借入金       | 1,107,520 |
| 繰延税金資産     | 24,941    | 1年内返済予定の長期借入金   | 273,948   |
| 未収入金       | 335,918   | 1年内償還予定の社債      | 40,000    |
| 関係会社短期貸付金  | 161,784   | リース債務           | 2,058     |
| その他        | 1,416     | 未払金             | 110,210   |
| 固 定 資 産    | 3,515,815 | 未払費用            | 33,901    |
| 有形固定資産     | 142,137   | 未払法人税等          | 29,487    |
| 建物         | 62,228    | その他             | 4,938     |
| 工具、器具及び備品  | 250,638   | 固 定 負 債         | 758,338   |
| 土地         | 1,973     | 社債              | 120,000   |
| リース資産      | 9,907     | 長期借入金           | 345,000   |
| 減価償却累計額    | △182,610  | リース債務           | 6,140     |
| 無形固定資産     | 162,614   | 繰延税金負債          | 287,198   |
| ソフトウェア     | 161,390   | 負 債 合 計         | 2,510,403 |
| 電話加入権      | 1,224     | (純 資 産 の 部)     |           |
| 投資その他の資産   | 3,211,063 | 株 主 資 本         | 1,926,602 |
| 投資有価証券     | 71,453    | 資 本 金           | 1,092,450 |
| 関係会社株式     | 2,367,180 | 資 本 剰 余 金       | 14,332    |
| 関係会社長期貸付金  | 500,000   | 資本準備金           | 14,332    |
| 敷金保証金      | 139,635   | 利 益 剰 余 金       | 1,200,035 |
| 保険積立金      | 127,501   | 利益準備金           | 36,404    |
| 関係会社長期未収入金 | 95,245    | その他利益剰余金        | 1,163,631 |
| その他        | 33,957    | 繰越利益剰余金         | 1,163,631 |
| 貸倒引当金      | △123,910  | 自 己 株 式         | △380,215  |
| 繰延資産       | 3,079     | 評価・換算差額等        | △140      |
| 社債発行費      | 3,079     | その他有価証券評価差額金    | △140      |
| 資 産 合 計    | 4,436,865 | 純 資 産 合 計       | 1,926,461 |
|            |           | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 4,436,865 |

# 損 益 計 算 書

（平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目                     | 金 額    |         |
|-------------------------|--------|---------|
| 営 業 収 益                 |        | 936,446 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 745,489 |
| 営 業 利 益                 |        | 190,956 |
| 営 業 外 収 益               |        |         |
| 受 取 利 息                 | 14,711 |         |
| 有 価 証 券 利 息             | 1,325  |         |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 益       | 4,081  |         |
| そ の 他                   | 1,282  | 21,400  |
| 営 業 外 費 用               |        |         |
| 支 払 利 息                 | 16,288 |         |
| 社 債 利 息                 | 2,607  |         |
| 株 式 関 連 費               | 29,193 |         |
| 支 払 手 数 料               | 4,172  |         |
| そ の 他                   | 804    | 53,066  |
| 経 常 利 益                 |        | 159,289 |
| 特 別 利 益                 |        |         |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 26,106 | 26,106  |
| 特 別 損 失                 |        |         |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 10     |         |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 40,000 | 40,010  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 145,385 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 7,597  |         |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 3,732  | 11,330  |
| 当 期 純 利 益               |        | 134,055 |

# 株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本   |         |        |               |           |           |                 |           |             |
|-----------------------------|-----------|---------|--------|---------------|-----------|-----------|-----------------|-----------|-------------|
|                             | 資 本 金     | 資本剰余金   |        |               | 利益剰余金     |           |                 | 自 己 株 式   | 株 主 資 本 計 合 |
|                             |           | 資 準 備 金 | 本 金    | 資 本 剰 余 金 計 合 | 利 準 備 金   | 益 金       | そ の 他 剰 余 金 計 合 |           |             |
| 平成25年4月1日 残高                | 1,090,916 | 12,799  | 12,799 | 24,616        | 1,159,244 | 1,183,860 | △344,533        | 1,943,042 |             |
| 事業年度中の変動額                   |           |         |        |               |           |           |                 |           |             |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)         | 1,533     | 1,533   | 1,533  |               |           |           |                 | 3,066     |             |
| 剰余金の配当                      |           |         |        |               | △117,880  | △117,880  |                 | △117,880  |             |
| 利益準備金の積立                    |           |         |        | 11,788        | △11,788   | —         |                 | —         |             |
| 当期純利益                       |           |         |        |               | 134,055   | 134,055   |                 | 134,055   |             |
| 自己株式の取得                     |           |         |        |               |           |           | △35,682         | △35,682   |             |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |           |         |        |               |           |           |                 |           |             |
| 事業年度中の変動額合計                 | 1,533     | 1,533   | 1,533  | 11,788        | 4,387     | 16,175    | △35,682         | △16,440   |             |
| 平成26年3月31日 残高               | 1,092,450 | 14,332  | 14,332 | 36,404        | 1,163,631 | 1,200,035 | △380,215        | 1,926,602 |             |

|                             | 評価・換算差額等  |           |         |             | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|-----------|-----------|---------|-------------|-----------|-----------|
|                             | そ の 他 評 価 | 有 価 証 券 額 | 評 価 差 額 | ・ 換 算 差 額 計 |           |           |
| 平成25年4月1日 残高                |           | 950       |         | 950         | 27,133    | 1,971,126 |
| 事業年度中の変動額                   |           |           |         |             |           |           |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)         |           |           |         |             |           | 3,066     |
| 剰余金の配当                      |           |           |         |             |           | △117,880  |
| 利益準備金の積立                    |           |           |         |             |           | —         |
| 当期純利益                       |           |           |         |             |           | 134,055   |
| 自己株式の取得                     |           |           |         |             |           | △35,682   |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |           | △1,091    |         | △1,091      | △27,133   | △28,224   |
| 事業年度中の変動額合計                 |           | △1,091    |         | △1,091      | △27,133   | △44,665   |
| 平成26年3月31日 残高               |           | △140      |         | △140        | —         | 1,926,461 |

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）  
② 子会社株式会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法

- ③ その他有価証券  
・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

ただし、投資事業有限責任組合への投資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法によっております。

- ④ デリバティブ

時価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
（リース資産を除く）  
② 無形固定資産  
（リース資産を除く）  
③ リース資産

定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、自社における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり均等償却しております。

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

- ③ ヘッジ方針

ヘッジ対象…借入金及び社債

借入金の金利変動リスク及び社債の時価変動リスクをヘッジする目的で行っております。

- ④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップであるため、有効性の評価を省略しております。

#### (6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

#### (7) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権債務（区分掲記されたものを除く）

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 335,733千円 |
| 短期金銭債務 | 79,684千円  |

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 営業収益       | 934,992千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 16,050千円  |

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 10,600株     | 1,149,400株 | 一株         | 1,160,000株 |

(注) 自己株式の数の増加1,149,400株は、平成25年4月1日を効力発生日とした普通株式1株につき100株の株式分割による増加1,049,400株、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加100,000株であります。

### 6. 税効果会計に関する注記

#### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|            |            |
|------------|------------|
| 税務上の繰越欠損金  | 36,640千円   |
| 未払賞与否認額    | 4,064千円    |
| 貸倒引当金繰入超過額 | 44,112千円   |
| 投資有価証券評価損  | 6,753千円    |
| 関係会社株式評価損  | 357,436千円  |
| その他        | 330千円      |
| 繰延税金資産小計   | 449,336千円  |
| 評価性引当額     | △408,301千円 |
| 繰延税金資産合計   | 41,035千円   |

繰延税金負債

|             |            |
|-------------|------------|
| 子会社株式譲渡益繰延  | △294,857千円 |
| 投資有価証券譲渡益繰延 | △8,435千円   |
| 繰延税金負債合計    | △303,292千円 |
| 繰延税金負債の純額   | △262,256千円 |

#### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「地方税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第4号）「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）ならびに「地方法人税法」（平成26年法律第11号）が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、平成26年4月1日以後に開始する事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する税率が変更となりました。

この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種 類 | 会社等の名称          | 資 本 金<br>(千円) | 事 業 区 分                                           | 議 決 権 等<br>の 所 有<br>(被所有)<br>割 合 (%) | 関 係 内 容 |        | 取引の内容                                                                                                                             | 取引金額<br>(千円)                                                                            | 科 目                                                               | 期末残高<br>(千円)                                            |
|-----|-----------------|---------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------|---------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
|     |                 |               |                                                   |                                      | 役員の兼任等  | 事業上の関係 |                                                                                                                                   |                                                                                         |                                                                   |                                                         |
| 子会社 | オリコン・エンタテインメント㈱ | 100,000       | 雑 事<br>誌 業                                        | 100                                  | 5 名     | 役務の提供  | 資金の貸付<br>96,000<br>経費の立替<br>259,267<br>経費の立替<br>23,607<br>連結法人税の<br>個別帰属額<br>25,013                                               | 80,819<br>未 収 入 金<br>259,267<br>未 収 入 金<br>23,607<br>未 払 金<br>25,013                    | 関係会社短期貸付金<br>未 収 入 金<br>未 収 入 金<br>未 払 金<br>未 払 金                 | 81,784<br>8,400<br>21,697<br>1,806<br>25,013            |
| 子会社 | オリコン・リサーチ㈱      | 30,000        | デ ー タ<br>サ ー ビ ス<br>事 業                           | 100                                  | 2 名     | 役務の提供  | 資金の返済<br>25,017<br>役務の提供<br>151,979<br>経費の立替<br>259,163<br>連結法人税の<br>個別帰属額<br>33,101<br>配当金の受取<br>85,200                          | 25,017<br>未 収 入 金<br>151,979<br>未 収 入 金<br>259,163<br>未 収 入 金<br>33,101<br>未 収 入 金<br>— | 関係会社短期借入金<br>未 収 入 金<br>未 収 入 金<br>未 収 入 金<br>未 収 入 金<br>—        | 144,924<br>4,160<br>28,311<br>33,101<br>—               |
| 子会社 | オリコン・ストラテジー㈱    | 495,000       | そ の 他                                             | 100                                  | 4 名     | 資金の貸付  | 資金の回収<br>101,751<br>—<br>資金の借入<br>2,781<br>経費の立替<br>12,557<br>連結法人税の<br>個別帰属額<br>16,061<br>受 取 利 息<br>12,616<br>配当金の受取<br>229,703 | 101,751<br>—<br>2,781<br>12,557<br>16,061<br>12,616<br>—<br>229,703                     | 関係会社短期貸付金<br>関係会社長期貸付金<br>関係会社短期借入金<br>未 収 入 金<br>未 払 金<br>—<br>— | 80,000<br>440,000<br>2,781<br>1,269<br>16,061<br>—<br>— |
| 子会社 | ㈱oricon ME      | 148,000       | モ バ イ ル<br>事 業 及 び<br>コ ミ ュ ニ<br>ケ ー シ ョ<br>ン 事 業 | 100                                  | 3 名     | 役務の提供  | 資金の借入<br>18,704<br>役務の提供<br>320,783<br>経費の立替<br>533,623<br>連結法人税の<br>個別帰属額<br>152,407<br>経費の立替<br>1,871                           | 18,704<br>320,783<br>533,623<br>152,407<br>1,871                                        | 関係会社短期借入金<br>未 収 入 金<br>未 収 入 金<br>未 収 入 金<br>未 払 金               | 886,244<br>27,862<br>42,362<br>152,407<br>18            |
| 子会社 | ORICON NEXT㈱    | 20,000        | そ の 他                                             | 100                                  | 3 名     | 役務の提供  | 資金の貸付<br>10,000<br>経費の立替<br>54,392<br>連結法人税の<br>個別帰属額<br>31,335                                                                   | 10,000<br>54,392<br>31,335                                                              | 関係会社長期貸付金<br>関係会社長期<br>未 収 入 金<br>未 払 金                           | 60,000<br>95,245<br>31,335                              |
| 子会社 | オリコン・エナジー㈱      | 90,000        | そ の 他                                             | 100                                  | 2 名     | 資金の貸付  | 資金の回収<br>230,588<br>資金の借入<br>8,569<br>経費の立替<br>1,081<br>連結法人税の<br>個別帰属額<br>194<br>受 取 利 息<br>1,902                                | 230,588<br>8,569<br>1,081<br>194<br>1,902                                               | —<br>関係会社短期借入金<br>未 収 入 金<br>未 払 金<br>—                           | —<br>8,569<br>1<br>194<br>—                             |
| 子会社 | オリコン<br>NewS㈱   | 20,000        | コ ミ ュ ニ<br>ケ ー シ ョ<br>ン 事 業                       | 100                                  | 2 名     | 役務の提供  | 資金の借入<br>15,000<br>経費の立替<br>6,106<br>連結法人税の<br>個別帰属額<br>3,848                                                                     | 15,000<br>6,106<br>3,848                                                                | 関係会社短期借入金<br>未 収 入 金<br>未 収 入 金                                   | 15,000<br>6,411<br>3,848                                |
| 子会社 | オリコン<br>Dサイエンス㈱ | 30,000        | そ の 他                                             | 100                                  | 4 名     | 役務の提供  | 資金の借入<br>50,000<br>経費の立替<br>16,290<br>役務の提供<br>9,000<br>経費の立替<br>3,340<br>連結法人税の<br>個別帰属額<br>2,105                                | 50,000<br>16,290<br>9,000<br>3,340<br>2,105                                             | 関係会社短期借入金<br>未 収 入 金<br>未 払 金<br>—<br>未 払 金                       | 50,000<br>5,898<br>3,150<br>—<br>2,105                  |

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。  
2. 資金の貸付については長期の市場金利に基づき、借入については短期の運用金利に基づき利率を決定しております。  
3. 役務の提供の内容は、主に管理業務の代行であります。  
4. 関係会社短期借入金は、キャッシュ・マネジメント・システムの導入により、グループ内の資金を効率的に運用しているものであります。  
5. 経費の立替は、主に人件費、家賃等の支払を親会社が立替したものであります。  
6. 連結法人税の個別帰属額は、連結法人の連結所得に対する法人税の負担額であります。

#### 8. 1 株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 131円58銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 9円12銭   |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月14日

オリコン株式会社

取締役会 御中

海南監査法人

指 定 社 員 公認会計士 齋 藤 勝 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 溝 口 俊 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オリコン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリコン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成26年5月14日

オリコン株式会社

取締役会 御中

海南監査法人

指 定 社 員 公認会計士 齋 藤 勝 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 溝 口 俊 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オリコン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実  
は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該  
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、  
指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方  
に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載され  
ている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであ  
り、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維  
持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月16日

|           |      |
|-----------|------|
| オリコン株式会社  | 監査役会 |
| 常勤監査役 八幡  | 直之 ㊟ |
| 社外監査役 五十嵐 | 信弥 ㊟ |
| 社外監査役 向川  | 寿人 ㊟ |

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | こいけ こう<br>小池 恒<br>(昭和40年6月28日生) | 平成2年4月 ㈱オリジナルコンフィデンス(現オリコン・エンタテインメント㈱)入社<br>平成6年7月 同社取締役<br>平成8年8月 同社取締役副社長<br>平成11年10月 当社設立 当社代表取締役社長<br>平成13年10月 ㈱オリコン(現オリコン・エンタテインメント㈱)代表取締役会長<br>平成14年6月 当社代表取締役社長兼CEO(現任)<br>平成15年8月 オリコン・メディカル㈱(現㈱oricon ME)代表取締役社長<br>平成16年10月 オリコン・デジタル・ディストリビューション㈱(現㈱oricon ME)代表取締役社長<br>平成17年10月 オリコン・マーケティング・プロモーション㈱(現オリコン・リサーチ㈱)代表取締役社長<br>平成18年12月 ORWI㈱(現オリコン・エナジー㈱)代表取締役社長<br>平成19年1月 オリコンDD㈱(現㈱oricon ME)取締役会長<br>オリコン・エンタテインメント㈱取締役(現任)<br>平成22年2月 オリコン・コミュニケーションズ㈱(現㈱oricon ME)代表取締役社長<br>平成22年3月 ㈱oricon ME代表取締役社長<br>平成22年5月 オリコン・ストラテジー㈱代表取締役社長(現任)<br>平成22年6月 ㈱oricon ME取締役<br>オリコン・コミュニケーションズ㈱(現㈱oricon ME)取締役<br>平成24年5月 ORICON NEXT㈱取締役(現任)<br>平成25年5月 ㈱oricon ME代表取締役社長<br>平成25年6月 ㈱oricon ME取締役(現任)<br>オリコン・エナジー㈱取締役(現任)<br>平成25年12月 オリコンDサイエンス㈱代表取締役社長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>オリコン・エンタテインメント㈱取締役<br>オリコン・ストラテジー㈱代表取締役社長<br>㈱oricon ME取締役<br>ORICON NEXT㈱取締役<br>オリコン・エナジー㈱取締役<br>オリコンDサイエンス㈱代表取締役社長 | 255,600株   |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2     | たかはし しげる<br>高橋 茂<br>(昭和36年3月4日生)    | 平成7年6月 ㈱オリコン (現オリコン・エンタテインメント) 入社<br>平成17年5月 オリコン・デジタル・ディストリビューション(株) (現㈱oricon ME) 取締役<br>平成18年4月 当社副社長執行役員<br>オリコン・エンタテインメント(株)取締役<br>オリコン・モバイル(株) (現㈱oricon ME) 取締役<br>平成18年6月 当社取締役副社長 (現任)<br>平成19年1月 オリコン・エンタテインメント(株)代表取締役社長 (現任)<br>平成21年6月 ORWI(株) (現オリコン・エナジー(株)) 取締役<br>平成25年4月 オリコンNewS(株)代表取締役社長 (現任)<br>平成25年6月 ORICON NEXT(株)取締役 (現任)<br>オリコン・ストラテジー(株)取締役 (現任)<br>平成25年12月 オリコンDサイエンス(株)取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>オリコン・エンタテインメント(株)代表取締役社長<br>オリコン・ストラテジー(株)取締役<br>ORICON NEXT(株)取締役<br>オリコンNewS(株)代表取締役社長<br>オリコンDサイエンス(株)取締役 | 10,300株    |
| 3     | たるいし かつや<br>垂石 克哉<br>(昭和29年1月4日生)   | 昭和51年4月 ㈱オリジナルコンフィデンス (現オリコン・エンタテインメント) 入社<br>平成9年6月 同社取締役<br>平成12年3月 当社専務取締役<br>平成13年1月 当社取締役副社長<br>平成13年6月 ㈱オリコン (現オリコン・エンタテインメント) 代表取締役会長<br>平成13年10月 同社代表取締役社長<br>平成18年3月 オリコン・マーケティング・プロモーション(株) (現オリコン・リサーチ(株)) 取締役 (現任)<br>平成19年1月 同社代表取締役社長<br>平成24年5月 オリコン・エンタテインメント(株)取締役 (現任)<br>平成25年4月 ㈱oricon ME取締役 (現任)<br>平成25年6月 当社取締役 (現任)<br>オリコン・ストラテジー(株)取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>オリコン・エンタテインメント(株)取締役<br>オリコン・リサーチ(株)取締役<br>オリコン・ストラテジー(株)取締役<br>㈱oricon ME取締役                                                                          | 11,200株    |
| 4     | よこやま ふみあき<br>横山 文秋<br>(昭和34年9月17日生) | 平成17年8月 当社入社、システム部長<br>平成19年1月 オリコン・マーケティング・プロモーション(株) (現オリコン・リサーチ(株)) 取締役<br>平成21年3月 同社取締役副社長<br>平成25年4月 当社システム部長 (現任)<br>平成25年6月 当社取締役兼CTO (現任)<br>平成25年12月 オリコンDサイエンス(株)取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>オリコンDサイエンス(株)取締役                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 2,500株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | まつお しゅうご<br>松尾修吾<br>(昭和13年2月18日生) | 平成4年1月 ㈱ソニー・ミュージックエンタテインメント<br>代表取締役社長<br>平成6年4月 社団法人日本レコード協会会長<br>平成7年4月 財団法人音楽産業・文化振興財団理事長<br>平成8年6月 ㈱ソニー・ミュージックエンタテインメント<br>代表取締役会長<br>平成10年1月 ㈱エスエムイーグループ・マネージメント<br>代表取締役社長<br>平成12年4月 ㈱オフィス松尾設立代表取締役(現任)<br>平成12年8月 ㈱ウェザーニューズ社外取締役(現任)<br>平成13年6月 当社社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>㈱オフィス松尾代表取締役<br>㈱ウェザーニューズ社外取締役                                                                                                                                        | 14,900株    |
| 6     | みずの せいいち<br>水野誠一<br>(昭和21年7月8日生)  | 平成2年3月 ㈱西武百貨店代表取締役社長<br>平成7年3月 日本ネットスケープコミュニケーションズ㈱顧問<br>平成7年4月 慶應義塾大学総合政策学部特別招聘教授<br>平成7年7月 ㈱インスティテュート・オブ・マーケティング・アーキテクチュア設立代表取締役(現任)<br>参議院議員当選<br>平成8年10月 新党さきがけ政策調査会長<br>平成12年9月 ㈱パルス社外取締役(現任)<br>平成14年9月 ㈱リプロジェクト・パートナーズ<br>代表取締役C. E. O. (現任)<br>平成15年1月 森ビル㈱特別顧問(現任)<br>平成18年6月 当社社外取締役(現任)<br>平成22年3月 ㈱Gホールディングス社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>㈱インスティテュート・オブ・マーケティング・アーキテクチュア<br>代表取締役<br>㈱リプロジェクト・パートナーズ代表取締役C. E. O.<br>㈱パルス社外取締役<br>㈱Gホールディングス社外取締役 | 10,100株    |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 松尾修吾氏及び水野誠一氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 松尾修吾氏及び水野誠一氏につきましては、各分野における豊富な知識と経験並びに高い見識を有していることから、当社経営に対する監督と助言を期待できるため、社外取締役候補者として選任しております。  
4. 松尾修吾氏及び水野誠一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、松尾修吾氏につきましては、本株主総会終結の時をもって13年、水野誠一氏につきましては、本株主総会終結の時をもって8年となります。  
5. 当社は、松尾修吾氏及び水野誠一氏が東京証券取引所の定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、両氏を同取引所に独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

## 第2号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成23年5月9日開催の当社取締役会において「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入し、平成23年6月29日開催の当社第12回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただき継続しておりますが（以下、「現プラン」といいます。）、その有効期限は、平成26年6月開催予定の定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。当社は、現プランの有効期間満了に先立ち、当社を取り巻く社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、その在り方について検討を行いました。その結果、平成26年5月9日開催の当社取締役会において、本株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを条件として、現プランを一部改訂した上で、本株主総会の日から3年間（平成29年3月期に関する定時株主総会の終結の時まで）継続することを、社外取締役3名を含む取締役の全員一致により決議いたしました（以下、改訂後のプランを「本プラン」といいます。）。なお、本プランへの継続にあたり、現プランの一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的なスキームに変更はありません。

本プランの継続に当たっては、その重要性に鑑み、株主の皆様のご意思を確認させていただくことが適切であると考え、本議案において本プランの継続のご承認をお願いするものであります。

本議案が、本株主総会に出席した株主の議決権の過半数をもって承認された場合、本プランは引き続き継続され、有効期間は、平成29年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとなります。

なお、本プランの内容につきましては、別紙（48頁から62頁）をご参照ください。

(別紙)

## I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値の源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、中長期的な当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保、向上に資する者が望ましいと考えております。

上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為又はこれに類似する行為があった場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意等のプロセスを経ることなく、一方的に大量買付行為又はこれに類似する行為を強行する動きが散見され、こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものもあります。また、中立公平な立場での情報発信の環境、すなわち「オリコン」ブランドに企業価値の源泉がある当社においては、中立公平性・ブランド価値を著しく毀損するおそれのある大量買付行為を防止することが企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保する観点から求められております。

当社といたしましては、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、万一このような者が現れた場合には、当社として必要かつ相当な対抗措置をとることが、当社の中長期的な企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益を実現するために必要であると考えております。

## II 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様にご長期的に継続して当社に投資していただくため、上記 I の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるべく十分に検討されたものであります。したがって、基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

### 1. 当社の企業価値の源泉

昭和42年、「ヒットという目に見えないものを可視化する」ことを経営理念として(株)オリジナルコンフィデンス(平成13年に当社が連結子会社化。現、オリコン・エンタテインメント(株))が設立されました。同社は、音楽のヒットを正確に伝えるため、全国のレコード店との協力体制を構築し、「何が何枚売れたか」という販売データを収集・集計することによって、昭和43年よりランキング情報の提供を開始しました。それ以来、「オリコンランキング」は、販売データに基づく正確な情報として45年以上にわたり、当社のメディア、並びに国内の多くのマスコミを通して消費者に提供され、国内における「音楽ヒットの象徴」として高い知名度と信頼を得ております。



このように長年にわたって中立公平な立場で「オリコンランキング」という正確な情報を提供し続けたことにより、「信頼感」、「最新」、「安心できる」、「メジャーである」といった非常に高い価値観が刻み込まれたブランドとして、「オリコン」ブランドが培われてきました。当社が展開する各事業は、この「オリコン」ブランドが持つ際立った価値観によって成立しております。

当社は、調査協力店の拡充を継続的に行い、現在ではレコード店（メディアストア）以外にも、家電量販店、ECサイト、コンビニエンスストア、書店等の様々な販売チャネルよりデータを収集しております。平成26年5月現在、調査協力店は合計で30,250店に達し、国内の市場全体に対して、音楽ソフトで91%、映像ソフトで87%、書籍で44%をそれぞれカバーしております。これほど高いマーケットシェアに基づく販売データを収集できている企業は、他にありません。さらに、調査協力店の中には、当社にのみ販売データを提供していただいているところが少なくありません。当社が長年にわたって中立公平な立場で調査・発表を行っていること、当社へのデータ提供に協力することでヒットが顕在化して増幅し、販売促進に繋がること等が、販売店側の理解を生み、データ提供に結び付けております。

また当社は、情報発信においても、他社が真似できない強みを有しております。当社が長年にわたって中立公平な立場で調査し、販売データに基づく正しい情報を提供してきたことから、国内の主要なマスコミとの間に良好な信頼関係が構築されております。ランキング情報を定期的に提供する以外にも、エンタテインメント系ニュースを中心に情報提供やコンテンツ提供を継続的に行っており、当社が発信する情報だから注目される、記事として大きく扱われる、若しくは番組で取り上げられるということが数多くあります。さらに、インターネットの領域においても、「Yahoo!JAPAN」等のポータルサイト他、全国の新聞社・テレビ局・ラジオ局等のサイトにもニュースを配信しており、当社のニュースが多くのインターネットユーザーにリーチしております。これらの結果、当社が発信する情報の伝達力が評価・期待され、レコードメーカー、プロダクション、テレビ局等より、当社へより多くの情報、より価値の高い情報が集まるようになるという好循環が生まれております。

以上のとおり、当社は、世界でも類を見ない「情報のバリューチェーン」を有しております。この「情報のバリューチェーン」と「オリコン」ブランドこそが、当社の企業価値の源泉であり、当社の持続的な強みを創出しております。そして、「オリコン」ブランドを維持・向上させ、「情報のバリューチェーン」を進展させていくために、当社は、常に、第三者的に中立公平な立場で信頼性の高い情報を発信し続けなければなりません。

## 2. 企業価値の向上に資する取組み

当社は、「オリコン」ブランドを活用し、音楽分野のみならず、様々な産業分野において中立公平なランキング化を施すことによって商品やサービスの価値を可視化させ、より豊かな生活の実現と、生活に密着する様々な企業の発展に貢献する社会的価値の高い企業を目指すことを基本方針としております。

当社では、この基本方針に沿い、以下の取組みを中心に、企業価値を持続的に向上させるための施策を実施しております。

### (1) サービスの品質の可視化に向けた取組み

当社は、医療の分野において、サービスを受ける患者側に病院や医師を選択するための情報が不足しており、特に、患者の視点に立って客観的かつ公平に評価された情報が皆無であったことから、平成15年、大規模な患者満足度調査を実施し、その結果に基づく病院ランキング情報を掲載した書籍「患者が決めた！いい病院」を発行しました。さらに、医療サービス以外の様々なサービスについても、利用者の視点に立って、「サービスという目に見えないものの良し悪しを可視化する」ことに社会的ニーズがあると捉え、平成18年、英会話スクール、エステティックサロン等のサービスを実際に利用された方を対象とした顧客満足度（CS）調査を実施し、その結果に基づいた顧客満足度（CS）ランキングを、PC向けサイト「ORICON STYLE」で発表しました。当サイトに掲載された各ランキングのページからリンクインした企業のサイトへユーザーを誘導する度に課金する「顧客満足度（CS）ランキング連動型広告」を当社独自の広告商品として販売し、現在では34業種運営しており、着実に収益を伸ばしております。ランキングにリンクインし、広告クライアントとなった一部の企業では、テレビCM等の広告宣伝において、「オリコン顧客満足度ランキング1位」等といった訴求が行われております。これはまさに、当社が中立公平な立場で調査・発表を行ったランキングであることに社会的な価値が見出され、効果的に「オリコン」ブランドとのコラボレーションがなされた事例であります。今後も、対象とするジャンルを拡充させていくとともに、「オリコン顧客満足度ランキング」のブランディングを推進して価値を高め、業容の拡大を図ってまいります。

### (2) インターネット社会の進展に即した取組み

現在、インターネットの利用は、日常生活において不可欠なものとなり、インターネットを介した通信の高速化、高容量化、並びに多様化が急速に進んでおります。そのような環境の変化によって、インターネット上で交わされる情報が、肥大化し、氾濫する状況となり、最近、その傾向が強くなっております。このようなインターネット社会の進展に伴って、インターネットユーザー（個人及び企業）が、正確な情報、網羅している情報を求める動きを強めてきており、今後、それは一層顕著になってくるものと想定されます。また、インターネット上での情報やコンテンツが「無料」の方向に進んでおり、対価（広告出稿を含みます。）が支払われるだけの価値のあるものだけに「有料」が適用されるという状況になってきております。当社は、今後、これらの状況が進行するにつれ、「オリコン」ブランドのもと、中立公平で信頼性の高い情報を発信している当社においては、対価の支払われる機会が増え、ビジネスチャンスが広がっていくものと考えております。また、当社がインターネット上で発信するエンタテインメント系ニュースや様々なランキング情報が、当社の運営するサイトやサービスへユーザーを誘導する際の誘導口になることから、ニュースや情報の信頼性と訴求力を高めることによってユーザー獲得を効率良く促進し、広告販売や個別課金等の収益の拡大、並びにユーザー獲得

費用の削減に結び付けてまいります。

### (3) ビッグデータを活用した取組み

ICT（情報通信技術）分野における技術の進展と通信環境の整備によって、大量のデータ、いわゆるビッグデータの蓄積、処理、分析を低コストで行えるようになってきました。さらに、処理や分析の高度化と高速化の進歩は著しく、特に、機械学習と言われる高度なデータ解析技術をコンピューターで行うことで、精度の高い予測を行えるようになってきました。

当社では、長年にわたってエンタテインメント分野のデータを分析し、その結果を利用する事業を展開してまいりましたが、当該事業を拡充・発展させ、ビッグデータを活用する新たなサービスの開発を進めています。その第一弾として、過去及び現在の国内全上場会社の財務データと株式取引情報、並びに国内外のマクロ指数などの大量のデータをデータベース化した上で解析を行い、日本株式の運用モデルの開発を行っています。今後、開発した運用モデルを活用し、一般ユーザーが運用している日本株式のポートフォリオを最適化する情報提供サービスを新たに開始する予定です。新サービスにおいても、中立公平な立場でサービスを提供していくことが、サービスの価値を形成する上で不可欠です。

当社は、新サービスを含め、様々なビッグデータを活用し、中立公平で信頼性の高い情報を提供することを通して、企業価値の持続的な向上を図ってまいります。

### 3. コーポレートガバナンスの整備

当社は、上場企業としての社会的使命と責任を果たし、企業価値を向上させて継続的な成長と発展を目指すため、コーポレートガバナンスの充実が重要な経営課題であるとの認識に立ち、従前よりコーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。

当社では、取締役会を経営に関する基本方針及び重要事項の決定機関、並びに取締役の職務執行の監督機関と位置づけるとともに、取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。また、社外の優れた見識と豊富な経験を経営に反映させ、かつ監督機能の充実を図ることが、コーポレートガバナンスを強化させる上で重要であると考え、取締役8名中3名（本株主総会において選任予定の取締役6名中2名）を社外取締役にし、監査役3名中2名を社外監査役にしております。当該2名の社外監査役とも、一般株主と利益相反を生じざるおそれのない独立役員要件を満たしており、2名の社外取締役と合わせて合計4名を（株東京証券取引所に独立役員として届け出ております。さらに当社は、経営上の意思決定及び監督機能と執行機能の分離を目的として、執行役員制度を導入しており、毎月開催の取締役会が決定する基本方針に基づき、その監督のもとで執行役員が効率的に業務を執行しております。

当社における内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の社長室が、年間監査計画書を作成した上で、業務監査を実施し、監査役会に対して定期的に報告しております。また、内部統制につきましては、平成19年10月に内部統制室を設置し、会社法、会社法施行規則及び金融商品取引法に基づき、内部統制システム構築の基本方針を定め、コンプライアンスを継続的に徹底させる体制の整備、強化を図っております。

### Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

##### (1) 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反する株券等の大量買付行為の存在

当社においては、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、わが国の資本市場においては、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大量買付行為を強行するといった動きも見られます。

もとより株券等の大量買付行為は、たとえそれが対象である会社の取締役会の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株券等を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うもの等、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白な、いわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、「情報のバリューチェーン」を構成する調査協力店、マスコミ等の関係先をはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様利益につながるものであることを確信しております。当社株券等の大量買付者（下記2.（2）①で定義されます。）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させるのでなければ、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

##### (2) 本プラン継続の必要性

当社の株券等は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引いただいております。したがって、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記(1)のような状況下で大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

さらに、上記Ⅱ 1.に記載のとおり、当社の企業価値の源泉は、中立公平な立場から信頼性の高い情報発信を続けることにありますが、同様に中立的立場の維持が求められる放送事業者については公共の福祉の観点から放送法に基づく議決権保有制限が適用される可能性があるこ

とに比して、当社は、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損する可能性のある大量買付者の出現に対する法的な保護を十分に受けられない状況にあります。したがって、当社は、当該大量買付者の出現に対して自ら防衛できる体制作りを行うことが、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を守る上で不可欠であると考えています。

一方、平成26年3月末日現在、当社の創業者一族（資産管理会社を含む）及び当社役員によって当社の発行済株式総数の36.73%（議決権割合39.65%）の株式が保有されていますが、既に相応の分散化が進んでおり、今後さらに、各々の意思や事情により株式の譲渡、相続等の処分がなされ、分散化が進んでいく可能性は否定できず、必ずしも将来の安定性までも保証されるものではありません。

当社は、このような考え方に立ち、以下のとおり本プランの導入を決定いたしました。大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損すると判断される場合の対抗措置を定めています。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様にご当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

### (2) 本プランの発動に係る手続

#### ①対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けの結果、

- i. 当社の株券等<sup>1</sup>の保有者<sup>2</sup>が保有<sup>3</sup>する当社の株券等に係る株券等保有割合<sup>4</sup>の合計
- ii. 当社の株券等<sup>5</sup>の公開買付者<sup>6</sup>が所有<sup>7</sup>し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者<sup>8</sup>が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合<sup>9</sup>の合計のいずれかが20%以上となる者（以下、「特定株式保有者」といいます。）による当社株券等の買付けその他の有償の譲受け又はその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承

認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行ない又は行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。)

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有者をいいます。以下同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下 ii において同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいいます。以下同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
8. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
9. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

#### ②本プランの公表及び大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容及び性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。かかる追加情報提供の要求は、上記買付提案書受領後又はその後の追加情報受領後10営業日以内に、適宜回答期限（60日を上限とします。）を定めた上で行うこととします。

- i. 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容及び当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- ii. 大量買付者及びそのグループが現に保有する当社の株券等の数、並びに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等又は重要提案行為等（金融商品取引法

第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。)を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。)、方法及び内容(大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大量買付行為の対価の額及び種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。)

- iv. 大量買付行為の価格の算定根拠(算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、並びに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。)
- v. 大量買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的な提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)
- vi. 大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策(ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。)
- vii. 大量買付行為の後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- viii. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ix. 大量買付行為の後に当社の株券等を取得する予定がある場合又は当社の株券等の上場廃止を企図している場合には、その理由及び内容
- x. 大量買付行為に際して第三者との間で当社の株券等に関する取得、譲渡及び権利行使について意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- xi. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、買付提案書又は追加情報を受領した場合はその受領の事実を、速やかに株主の皆様の開示いたします。大量買付行為があった事実及び大量買付者から当社取締役会に提供された情報等については、株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部又は一部につき株主の皆様へ情報開示を行います。

### ③当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を満たすものであると判断した場合(大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。)、その旨並びに下記記載の取締役会評価期間の始期及び終期を、直ちに大量買付者及び下記④に定める独立委員会に通知し、株主の皆様に対する情報開示を法令及び当社が上場する証券取引所の規則に従って適時かつ適切に行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けの場合)又は90日以内(その他の大量

買付行為の場合）（かかる60日以内又は90日以内の期間を、以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を十分検討の上とりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様公表いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができます。ただし、下記⑦に定める不実施決定通知を受領した場合は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

#### ④独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会は、3名以上5名以下の委員により構成され、委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。本プラン継続時の独立委員会の委員には、黒田健二氏、砂川浩慶氏及び五十嵐信弥氏の合計3名が就任いたします。なお、各委員の略歴は、（参考資料1）「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりであり、独立委員会規則の概要は、（参考資料2）「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行います。

#### ⑤対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し（ただし、大量保有者が本プランに定める手続に従わずに大量行為を行い又は行おうとする場合における一定の場合を除きます。）、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等（当社が費用を負担することとします。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役会全員の一致により発動の決議をすることといたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問のほか、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシ



ル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的な内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとし  
ます。

#### ⑥対抗措置の発動の条件

i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

上記の場合において、独立委員会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとしていることを確認した場合、原則として可及的速やかに対抗措置の発動を勧告するものとします。ただし、当社取締役会が、大量買付行為の内容及び態様等から見て、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害される危険が切迫しており、独立委員会の勧告を得る時間的余裕がないと判断したときには、当社取締役会限りの判断で対抗措置を発動することができるものとします。

ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害するものであると認めた場合には、取締役会検討期間の開始又は終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害するものに該当するものと考えます。

(i) 高値買取要求を狙う買取である場合

(ii) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買取である場合

(iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買取である場合

- (iv) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値及び会社の利益については株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (v) 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切な買収である場合
- (vi) 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行う等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- (vii) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- (viii) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- (ix) 当社の企業価値の源泉である中立公平な立場での情報発信の環境、すなわち「オリコン」ブランドを著しく害するおそれが認められ、当社の企業価値の維持・向上の観点から著しく不適切な買収であることが明白な場合
- (x) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
  - a. 当社の企業価値及び会社の利益については株主共同の利益を毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
  - b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値及び会社の利益については株主共同の利益の毀損を回避することができないか又はそのおそれがある場合

#### ⑦当社取締役会による対抗措置の実施・不実施に関する決定

当社取締役会は、上記⑥ i 又は ii のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の実施又は不実施に関する決定を行います（ただし、大量保有者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合における一定の場合を除きます。）。

当社取締役会は、対抗措置の実施又は不実施の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要そのほか当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（不実施の決定に係る通知を、以下「不実施決定通知」といいます。）し、株主の皆様に対する情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後又は当社取締役会から不実施決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

#### ⑧当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合等、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施又は中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様に対する情報開示を行います。

### (3) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、（参考資料3）「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権

の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株が交付されます。

ただし、特定株式保有者及びその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で特定株式保有者及びその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

上記(1)記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を發動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を実施した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時に株主の皆様に対する情報開示を行います。

#### (4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本株主総会における普通決議による株主の皆様のご承認によって発効し、その有効期間は平成29年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得た上で、本プランの技術的な修正又は変更を行う場合があります。

なお、本プランは平成26年5月9日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設又は改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに公表いたします。

また、平成29年3月期に関する定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続又は新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

### 3. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主及び投資家の皆様にご与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②記載の手續により、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手續を行った場合、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し又は無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

#### (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様にご与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大量買付者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様が株式が交付される場合には、株主の皆様が振替口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

#### (4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手續等

##### ①本新株予約権の行使の手續

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出した上、本新株予

約権1個あたり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株(対象株式数の調整があった場合には、調整後の株数)の当社普通株式が交付されることとなります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご注意ください。

#### ②当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者又はその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

#### IV 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により、上記Iの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

##### 1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また、(株)東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

##### 2. 企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的としていること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また、当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保又は向上することを目的としているものです。

### 3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認によって発効するため、本プランへの継続に株主の皆様のご意向が反映されることとなります。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなりますので、その意味で、本プランの存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の実施又は不実施の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の実施は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

### 4. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの継続にあたり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

### 5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

### 6. 第三者専門家の意見の取得

本プランは、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

### 7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止することが可能であるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としており、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

(参考資料1)

独立委員会委員の氏名及び略歴

当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続時の独立委員会の委員は、以下の3名です。

黒田 健二

略歴： 昭和58年11月 司法試験合格  
昭和61年4月 日本弁護士連合会登録・東京弁護士会登録  
平成3年5月 米国ニューヨーク州弁護士登録  
平成4年5月 日本弁理士会登録  
平成7年9月 黒田法律事務所・黒田特許事務所代表（現任）  
平成21年3月 台北律師公会外国法事務律師登録  
平成21年8月 東北大学法科大学院兼任教員（非常勤講師）（現任）

砂川 浩慶

略歴： 昭和61年4月 社団法人日本民間放送連盟入職  
平成18年4月 立教大学社会学部メディア社会学科助教授  
平成20年4月 立教大学社会学部メディア社会学科准教授（現任）

五十嵐 信弥（当社社外監査役）

略歴： 昭和57年9月 小川会計事務所勤務  
昭和63年3月 税理士登録  
平成5年7月 五十嵐税理士事務所開設（現任）  
平成12年6月 当社社外監査役（現任）

※ 上記独立委員会委員と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。  
なお、当社は、社外監査役 五十嵐信弥氏を(株)東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

以 上

(参考資料2)

独立委員会規則の概要

- (1) 独立委員会は、取締役会の諮問により当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下、「本プラン」という。）に基づく対抗措置の実施又は不実施に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性及び中立性の確保に資することを目的とする。
- (2) 1. 独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任にあたり当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結する。
  - ①現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）又は監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）となったことがない者
  - ②現在又は過去における当社等の取締役又は監査役の一定範囲の親族でない者
  - ③当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役又は監査役となったことがない者
  - ④当社等と取引がある取引先において、過去3年間取締役又は監査役でない者
  - ⑤当社等との取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
  - ⑥企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者）
2. 委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。
3. 委員の任期は、選任の時から本プランの有効期間満了の時までとする。
- (3) 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について、取締役会の諮問を受けて、審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。
  - ①大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
  - ②買付提案の内容が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するか否かの決定並びに対抗措置の実施又は不実施
  - ③対抗措置の中止
  - ④①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
  - ⑤本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
  - ⑥取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- (4) 独立委員会の決議は、委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。



- (5) 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- (6) 独立委員の互選により選定された独立委員会議長は、独立委員会を招集する。
- (7) 取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。
- (8) 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由及びその根拠を説明しなければならない。

以 上

(参考資料3)

新株予約権の要項

1. 割当対象株主

本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下、「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下、「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

2. 発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

①新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

②新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1株とする。

ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

5. 新株予約権の目的である株式の数の調整

①当社が、割当期日後、当社株式の分割若しくは併合又は合併若しくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。

②対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨及びその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数及びその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知又は定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知又は公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の払込金額

無償とする。

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下、「行使価額」という。）は、1円とする。

8. 新株予約権の行使期間

割当期日から120日以内で、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知又は公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

## 9. 新株予約権の行使の条件

- ①本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。
- a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けの結果、
    - I 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計
    - II 当社の株券等の当該公開買付者が所有し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが、20%以上となる者をいう。
  - b. Iにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。IIにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
  - c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。
  - d. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する所有をいう。
  - e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
  - f. 「公開買付者」とは、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。
  - g. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。
  - h. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
  - i. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。
- ②以下に定める者は新株予約権を行使することができない。
- 特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、若しくはその特別関係者又はこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配され、若しくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）
- ③上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。
- ④各新株予約権の一部行使はできないものとする。

## 10. 当社による新株予約権の取得

- ①当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）の翌日以降、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間中いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。
- ②当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。

11. 新株予約権の行使又は当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使  
当社が定める基準日後に、新株予約権の行使又は当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。
12. 新株予約権の譲渡に関する事項  
新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。
13. 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の場合における新株予約権の交付及びその条件  
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。
14. 新株予約権証券の不発行  
新株予約権証券は、発行しない。
15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金は、行使価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。
16. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法  
新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項並びに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。
17. 新株予約権行使の効力発生時期等  
新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書及び添付書類が行使請求受付場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が指定口座に入金された時に生じるものとする。
18. 法令の改正等  
新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正又は廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正又は廃止の趣旨及び文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以 上





## 株主総会 会場ご案内図

会 場 東京都港区六本木六丁目10番3号  
グランド ハイアット 東京 2階  
「コリアンダー」



### <最寄駅>

東京メトロ 日比谷線六本木駅(1c番出口)より徒歩3分

- ・1c番出口より駅直結コンコースを通り、メトロハット内の長いエスカレーターを上がる。
- ・森タワーの右側にお進みください。

都営地下鉄 大江戸線六本木駅(3番出口)より徒歩5分

- ・3番出口より地上に出て六本木通りを「六本木ヒルズ」方面へお進みください。(約300m)
- ・メトロハット脇の階段・エスカレーターを上がり、森タワーの右側にお進みください。